

報告第45号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第32号

## 専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

# つくば市長 五十嵐立青

## 損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

## 1 事故発生の日時

令和7年10月15日 午前9時40分頃

## 2 事故発生の場所

つくば市谷田部4711番地 市民ホールやたべ駐車場

3 相手方



## 4 事故の概要

上記日時場所において、公用車から降車する際、公用車右後方のドアが相手方車両の左後方ドアに接触し、破損させたもの

## 5 損害賠償額

金83,303円

## 6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金83,303円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。